

青森県報

号外第二十三号

平成十七年
三月二十五日
(金曜日)

目 次

職員の修学部分休業に関する条例	……………	(人 事 課)	三
職員の高齢者部分休業に関する条例	……………	(同)	五
青森県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	……………	(同)	六
青森県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例	……………	(防 災 消 防 課)	八
青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例	……………	(環 境 政 策 課)	一〇
青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例	……………	(行 政 経 営 推 進 室)	一四
商業登記法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例	……………	(総 務 学 事 課)	三
文化財保護法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例	……………	(文 化 財 保 護 課)	三
青森県特別会計条例の一部を改正する条例	……………	(財 政 課)	四
青森県部等設置条例の一部を改正する条例	……………	(人 事 課)	五
青森県行政機関設置条例の一部を改正する条例	……………	(同)	六
青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例	……………	(同)	六
青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	……………	(同)	三
青森県職員定数条例の一部を改正する条例	……………	(同)	三
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	……………	(同)	三
特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	……………	(同)	三
職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例	……………	(同)	三

職員の給与の特例に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例	……………	(同)	三
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	……………	(同)	三
青森県情報公開条例の一部を改正する条例	……………	(総 務 学 事 課)	三
青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例	……………	(同)	三
青森県公舎条例の一部を改正する条例	……………	(同)	三
青森県税条例の一部を改正する条例	……………	(税 務 課)	三
青森県立三沢航空科学館条例の一部を改正する条例	……………	(市 振 興 課)	三
青森県白神山地ビクターセンター条例の一部を改正する条例	……………	(同)	三
青森県立保健大学条例の一部を改正する条例	……………	(健 康 福 祉 政 策 課)	三
青森県薬事法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	……………	(医 療 薬 務 課)	三
青森県魚介類行商及びアイスクリーム類行商に関する条例の一部を改正する条例	……………	(保 健 衛 生 課)	三
青森県児童福祉法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	……………	(こ ども 保 護 課)	三
青森県児童福祉法関係費用の徴収等に関する条例の一部を改正する条例	……………	(同)	三
青森県工業総合センター使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	……………	(新 産 業 創 造 課)	三
青森県発電用施設等所在市町村等企業導入促進基金条例等の一部を改正する条例	……………	(む つ 小 川 振 興 課)	三
青森県地方卸売市場条例の一部を改正する条例	……………	(戦 略 販 売 課)	三
青森県農業大学校条例の一部を改正する条例	……………	(構 造 政 策 課)	三
青森県家畜検査手数料等徴収条例の一部を改正する条例	……………	(畜 産 課)	三
青森県酪農振興センター条例の一部を改正する条例	……………	(同)	三
青森県小型漁船総トン数測定手数料等徴収条例の一部を改正する条例	……………	(水 産 振 興 課)	三

青森県特殊車両通行許可手数料条例の一部を改正する条例	(道路課)	二〇
青森空港条例の一部を改正する条例	(港湾空港課)	二一
青森県都市公園条例の一部を改正する条例	(都市計画課)	二二
青森県二級建築士及び木造建築士の免許手数料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例	(建築住宅課)	二三
青森県外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例	(行政経営推進室)	二四
青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	(公営企業局)	二四
青森県水族館条例の一部を改正する条例	(同)	二五
青森県営駐車場条例の一部を改正する条例	(同)	二六
青森県教科用図書選定審議会の委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例	(義務教育課)	二七
青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例の一部を改正する条例	(県立学校課)	二八
青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例	(同)	二八
青森県生涯学習審議会設置条例の一部を改正する条例	(教育庁生涯学習課)	二九
青森県営スケート場条例の一部を改正する条例	(教育庁スポーツ健康課)	三〇
青森県武道館条例の一部を改正する条例	(同)	三三
青森県警察本部組織条例の一部を改正する条例	(警察本部企画課)	三三
青森県警察職員定員条例の一部を改正する条例	(同)	三四
青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部運転免許課)	三四
青森県人事委員会設置条例の一部を改正する条例	(人事委員会事務局)	三五
青森県改良普及員資格試験に関する条例を廃止する条例	(農林水産政策課)	三六
青森県地域農業改良普及センター設置条例を廃止する条例	(同)	三六

青森県林業改良指導員資格試験に関する条例を廃止する条例	(林政課)	三七
市町村の合併に伴う関係条例の整理に関する条例	(市町村振興課)	三七
青森県議会委員会条例の一部を改正する条例	(議会事務局)	三三

職員の修学部分休業に関する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第一号

職員の修学部分休業に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十二号。以下「法」という。）第二十六条の二第一項、第三項及び第四項の規定に基づき、職員の修学部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(承認等)

第二条 修学部分休業の承認は、一週間を通じて二十時間を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、三十分を単位として行うものとする。

2 法第二十六条の二第一項の条例で定める教育施設は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校その他人事委員会規則で定める教育施設とする。

3 法第二十六条の二第一項の条例で定める期間は、二年とする。

(給与の減額)

第三条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号）第十二条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給料の月額並びにこれに対する管理職手当、調整手当、産業教育手当、定時制通信教育手当及び農林漁業普及指導手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当並びに人事委員会規則で定める手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額を減額した給与を支給する。

2 修学部分休業をしている職員に対する職員の給与に関する条例第十条第二項の規定の適用については、同項第二号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは、「地方公務員法第二十六条の二第一項に規定する修学部分休業をしている職員」とする。

(承認の取消し)

第四条 任命権者は、修学部分休業をしている職員が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。

- 一 修学部分休業の承認に係る教育施設を退学したとき。
- 二 正当な理由なく、修学部分休業の承認に係る教育施設を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。
- 2 任命権者は、修学部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、当該修学部分休業の承認を取り消すことができる。

(施行事項)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

職員の高齢者部分休業に関する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二号

職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十六条の三第一項並びに同条第二項において準用する同法第二十六条の二第三項及び第四項の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(承認等)

第二条 高齢者部分休業の承認は、一週間を通じて二十時間を超えない範囲内で、三十分を単位として行うものとする。

2 地方公務員法第二十六条の三第一項の条例で定める期間は、五年とする。

(給与の減額)

第三条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号）第十二条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給料の月額並びにこれに対する管理職手当、調整手当、産業教育手当、定時制通信教育手当及び農林漁業普及指導手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当並びに人事委員会規則で定める手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週

間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額を減額した給与を支給する。

- 2 高齢者部分休業をしている職員に対する職員の給与に関する条例第十条第二項の規定の適用については、同項第二号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは、「地方公務員法第二十六条の三第一項に規定する高齢者部分休業をしている職員」とする。

(退職手当の勤続期間の計算の特例)

- 第四条 高齢者部分休業の承認を受けて職員が一週間の勤務時間の一部を勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の二分の一に相当する期間を職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年十二月青森県条例第六十二号）第七条第一項から第六項までの規定により計算した在职期間から除算する。この場合において、同条第七項中「前各項」とあるのは「前各項及び職員の高齢者部分休業に関する条例（平成十七年三月青森県条例第二号）第四条」と、同条第九項中「前各項」とあるのは「前各項及び職員の高齢者部分休業に関する条例第四条」とする。

(承認の取消し)

- 第五条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、当該高齢者部分休業の承認を取り消すことができる。

(施行事項)

- 第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三号

青森県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十八条の二の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者の報告)

第二条 任命権者は、毎年八月三十一日までの間において知事が定める日までに、知事に対し、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）に係る次に掲げる人事行政の運営の状況を報告しなければならぬ。

一 任用の状況

二 給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

三 分限及び懲戒の状況

四 服務の状況

五 研修及び勤務成績の評定の状況

六 福祉及び利益の保護の状況

七 その他知事が必要と認める事項

(人事委員会の報告)

第三条 人事委員会は、毎年六月三十日までに、知事に対し、次に掲げる業務の状況を報告しなければならない。

- 一 競争試験及び選考の状況
- 二 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況
- 三 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況
- 四 不利益処分に関する不服申立ての状況
- 五 その他知事が必要と認める事項

(知事の公表)

第四条 知事は、前二条の規定による報告を受けたときは、毎年九月三十日までに、第二条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前条の規定による報告を公表しなければならない。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第四号

青森県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

(趣旨)

第一条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百二十二号）第三十一条（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、知事が設置する国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第二条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

(本部長等以外の職員)

第三条 国民保護対策本部に、本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置く。

2 前項の職員は、本部員の事務を補助する。

(部)

第四条 国民保護対策本部に、知事が必要と認める部を置く。

2 部に部長を置き、知事の指名する本部員をもって充てる。

3 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第五条 国民保護対策本部の現地対策本部に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから知事が指名する。

2 現地対策本部長は、本部長の命を受け、現地対策本部の事務を掌理する。

3 現地対策本部員は、現地対策本部長の命を受け、現地対策本部の事務に従事する。

4 現地対策本部に置かれる前二項以外の職員は、現地対策本部員の事務を補助する。

(その他の事項)

第六条 第一条から前条までに定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、知事が定める。

(準用)

第七条 第一条から前条までの規定は、緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五号

青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、リサイクル製品の認定及び認定リサイクル製品の使用の推進に關し必要な事項を定めることにより、資源の循環的な利用及び廃棄物の減量の促進を図るとともに、リサイクル産業（リサイクル製品の製造又は加工を行う事業が属する業種をいう。）の育成に寄与し、もって循環型社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 リサイクル製品 循環資源（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第一百十号）第二条第三項に規定する循環資源をいう。以下同じ。）を原材料の全部又は一部として製造され、又は加工される製品をいう。

二 認定リサイクル製品 第五条第一項の認定を受けたリサイクル製品をいう。

(県の責務)

第三条 県は、認定リサイクル製品の使用を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(事業者及び県民の責務)

第四条 事業者及び県民は、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、できる限り認定リサイクル製品又は認定リサイクル製品を用いて提供される役務を選択するよう努めなければならない。

(認定)

第五条 リサイクル製品の製造又は加工（以下「製造等」という。）を行い、又は行おうとする者は、当該リサイクル製品が次に掲げる要件（県内に主たる事務所を有する者の製造等に係るリサイクル製品にあつては、第二号から第四号までに掲げる要件。以下「認定要件」という。）のいずれに

も適合していることについて、知事の認定を受けることができる。

一 県内の事業場で製造され、又は加工されること。

二 原材料となる循環資源が主に県内で発生したものであること。

三 生活環境の保全のために必要な措置が講じられている事業場で製造され、又は加工されること。

四 規則で定める安全性、規格その他必要な事項に関する基準に適合すること。

2 前項の認定（以下「製品認定」という。）を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 リサイクル製品が製造され、又は加工される事業場の所在地

三 リサイクル製品の品目及び用途

四 リサイクル製品の原材料の種類、性状及び数量

五 リサイクル製品の製造等の方法

六 その他規則で定める事項

3 知事は、製品認定の申請に係るリサイクル製品が認定要件のいずれにも適合していると認めるときは、製品認定をしなければならない。

4 知事は、製品認定をしようとするときは、あらかじめ、リサイクル製品に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

5 知事は、製品認定をしたときは、その申請をした者に対し、認定証を交付するとともに、製品認定をした旨を公表しなければならない。

6 製品認定の有効期間は、製品認定の日から三年を経過する日の属する年度の末日までの期間とする。

(表示)

第六条 製品認定を受けた者は、規則で定めるところにより、認定リサイクル製品又はその包装、容器等に製品認定を受けた旨の表示をすることができず。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、製品又はその包装、容器等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(変更等の届出)

第七条 製品認定を受けた者は、第五条第二項各号に掲げる事項に変更があつたとき、又は認定リサイクル製品の製造等を廃止したときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第八条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、製品認定を取り消すことができる。

一 認定リサイクル製品が認定要件のいずれかに適合しなくなったとき。

二 製品認定を受けた者が偽りその他不正的手段により製品認定を受けたとき。

三 製品認定を受けた者が前条の規定に違反したとき。

2 知事は、前項の規定により製品認定を取り消したときは、その旨を公表しなければならない。

(認定リサイクル製品の調達等)

第九条 県は、県が行う工事又は物品の調達において、認定リサイクル製品を、その性能、品質、数量、価格等について考慮し、優先的に選択するよう努めるものとする。

2 知事は、毎年度、県の認定リサイクル製品の使用及び購入の状況を公表しなければならない。

3 県は、県が行う工事において認定リサイクル製品を使用する場合には、公衆の見やすい場所に、認定リサイクル製品を使用している旨、その品目その他規則で定める事項を掲示するものとする。

(市町村への要請等)

第十条 県は、市町村に対し、認定リサイクル製品の使用を推進するための技術的助言及び情報の提供を行うとともに、その優先的な使用に配慮するよう要請するものとする。

(立入検査等)

第十一条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、製品認定を受けた者若しくは製品認定を受けた者に循環資源を供給する者（以下「認定事業者等」という。）に対し、認定リサイクル製品の製造等の方法その他必要な事項に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、認定事業者等の事務所若しくは事業場に立ち入り、認定リサイクル製品の製造等の状況に関し、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(施行事項)

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十七年九月一日から施行する。

青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第六号

青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の管理を行わせることに關し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者に管理を行わせることができる公の施設)

第二条 知事又は教育委員会（以下「知事等」という。）は、指定管理者に別表に掲げる公の施設の管理を行わせることができる。

(公募)

第三条 知事等は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、施設の概要、申請の方法その他の規則又は教育委員会規則（以下「規則等」という。）で定める事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

(選定基準)

第四条 知事等は、指定管理者の指定の申請があったときは、次に掲げる基準に照らして総合的に審査し、適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

一 県民の平等な利用を確保することができること。

二 当該公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができること。

三 当該申請に係る事業計画に沿った管理を適正かつ確実に行う能力を有していること。

四 その他知事等が定める基準

(選定の特例)

第五条 次の各号のいずれかに該当するときは、前二条の規定にかかわらず、知事等が定める団体を指定管理者の候補者とすることができる。

一 指定管理者の指定の申請がなかったとき、又は前条の審査の結果、指定管理者の候補者として適当と認める団体がなかったとき。

二 指定管理者が地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消されたとき。

三 その他知事等が当該公の施設の適正な管理を確保するため特に必要と認めるとき。

(管理の基準及び業務の範囲)

第六条 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲は、公の施設の適正な管理が確保されるよう、次に掲げる事項を当該公の施設の管理に関する事

項を定める規則等で定める。

一 開館時間、休館日等県民の利用に供するための基本的事項

二 利用を制限する場合の要件

三 指定管理者が行う権限の範囲

四 その他指定管理者が行う公の施設の管理に関し必要な事項

(施行事項)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項から附則第十六項までの規定は、規則で定める日から施行する。

(青森県男女共同参画・子育て支援社会形成促進センター条例の一部改正)

2 青森県男女共同参画・子育て支援社会形成促進センター条例(平成十三年三月青森県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「条例」の下に「及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成十七年三月青森県条例第六号)」を加える。

(青森県十二湖エコ・ミュージアムセンター条例の一部改正)

3 青森県十二湖エコ・ミュージアムセンター条例(平成十一年七月青森県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第四条中「条例」の下に「及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成十七年三月青森県条例第六号)」を加え、同条を第三

条とする。

(青森県県民福祉プラザ条例の一部改正)

4 青森県県民福祉プラザ条例(平成十年三月青森県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第五条を削る。

第六条中「条例」の下に「及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成十七年三月青森県条例第六号)」を加え、同条を第五

条とする。

(青森県養護老人ホーム条例の一部改正)

5 青森県養護老人ホーム条例(昭和三十九年四月青森県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第四条中「条例」の下に「及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成十七年三月青森県条例第六号）」を加え、同条を第三条とする。

（青森県身体障害者福祉センター条例の一部改正）

6 青森県身体障害者福祉センター条例（昭和四十八年十月青森県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第四条中「条例」の下に「及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成十七年三月青森県条例第六号）」を加え、同条を第三条とする。

（青森県視聴覚障害者情報提供施設条例の一部改正）

7 青森県視聴覚障害者情報提供施設条例（昭和四十四年三月青森県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第四条を削る。

第五条中「条例」の下に「及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成十七年三月青森県条例第六号）」を加え、同条を第四条とする。

（青森県肢体不自由児・重症心身障害児施設条例の一部改正）

8 青森県肢体不自由児・重症心身障害児施設条例（平成十四年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第四条を削る。

第五条中「条例」の下に「及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成十七年三月青森県条例第六号）」を加え、同条を第四

条とする。

(青森県知的障害児施設条例の一部改正)

9 青森県知的障害児施設条例(昭和三十九年四月青森県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第五条を削る。

第六条中「条例」の下に「及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成十七年三月青森県条例第六号)」を加え、同条を第五条とする。

(青森県知的障害者総合福祉センター条例の一部改正)

10 青森県知的障害者総合福祉センター条例(昭和三十二年十二月青森県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条を削る。

第五条中「条例」の下に「及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成十七年三月青森県条例第六号)」を加え、同条を第四条とする。

(青森県駐留軍従業員等健康福祉センター条例の一部改正)

11 青森県駐留軍従業員等健康福祉センター条例(昭和三十八年三月青森県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第四条を削る。

第五条中「条例」の下に「及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成十七年三月青森県条例第六号)」を加え、同条を第四条とする。

(青森県菅柳町駐車場条例の一部改正)

12 青森県営柳町駐車場条例（平成九年三月青森県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第八条中「条例」の下に「及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成十七年三月青森県条例第六号）」を加える。

（青森県流域下水道条例の一部改正）

13 青森県流域下水道条例（昭和六十二年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

（青森県公共下水道条例の一部改正）

14 青森県公共下水道条例（平成三年三月青森県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「命令」の下に「並びに青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成十七年三月青森県条例第六号）」を加える。

第十七条を削り、第十八条を第十七条とし、第十九条を第十八条とする。

（青森県営住宅条例の一部改正）

15 青森県営住宅条例（昭和三十六年十二月青森県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「法令」の下に「及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成十七年三月青森県条例第六号）」を加える。

第三十二条を削り、第三十三条を第三十二条とする。

（青森県特定公共賃貸住宅条例の一部改正）

16 青森県特定公共賃貸住宅条例（平成九年三月青森県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「条例は」の下に「、青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成十七年三月青森県条例第六号）」に定めるもののほか

を加える。

第二十四条を削り、第二十五条を第二十四条とする。

別表（第二条関係）

- 一 青森県立三沢航空科学館
- 二 青森県男女共同参画センター
- 三 青森県子ども家庭支援センター
- 四 白神山地ビジターセンター
- 五 十二湖エコ・ミュージアムセンター
- 六 県民福祉プラザ
- 七 青森県立安生園
- 八 青森県身体障害者福祉センターねむのき会館
- 九 青森県視覚障害者情報センター
- 十 青森県聴覚障害者情報センター
- 十一 青森県立はまなす学園
- 十二 青森県立八甲学園
- 十三 青森県知的障害者総合福祉センターなつどまり
- 十四 青森県駐留軍従業員等健康福祉センター
- 十五 青森県酪農振興センター

- 十六 青森県総合運動公園（規則で定める施設に限る。）
- 十七 新青森県総合運動公園
- 十八 青森県営駐車場
- 十九 青森県営柳町駐車場
- 二十 岩木川流域下水道
- 二十一 馬淵川流域下水道
- 二十二 十和田湖特定環境保全公共下水道
- 二十三 県営住宅の団地（桜町団地を除く。）及びその共同施設
- 二十四 特定公共賃貸住宅の団地及びその共同施設
- 二十五 青森県営浅虫水族館
- 二十六 青森県営スケート場
- 二十七 青森県武道館

商業登記法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

商業登記法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(青森県知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する条例の一部改正)

第一条 青森県知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する条例(平成十二年三月青森県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第七条中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(青森県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する条例の一部改正)

第二条 青森県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する条例(平成十二年三月青森県条例第九十号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第七条中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

文化財保護法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第八号

文化財保護法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(青森県屋外広告物条例の一部改正)

第一条 青森県屋外広告物条例(昭和五十年十二月青森県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「第五十六条の十第一項」を「第七十八条第一項」に、「第六十九条第一項」を「第一百九条第一項」に、「第七十条第一項」を「第一百十条第一項」に、「第八十三条の三第二項」を「第四百四十三条第二項」に改める。

第五条第十号中「第六十九条第一項」を「第一百九条第一項」に、「第七十条第一項」を「第一百十条第一項」に改める。

(青森県文化財保護条例の一部改正)

第二条 青森県文化財保護条例(昭和五十年十二月青森県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第九十八条第二項」を「第一百八十二条第二項」に改める。

第二十四条第一項及び第二十五条第五項中「第五十六条の三第一項」を「第七十一条第一項」に改める。

第三十条第一項及び第三十一条第五項中「第五十六条の十第一項」を「第七十八条第一項」に改める。

第三十八条第一項及び第三十九条第二項中「第六十九条第一項」を「第一百九条第一項」に改める。

第四十四条第一項及び第四十五条第四項中「第八十三条の七第一項」を「第四百四十七条第一項」に改める。

(青森県文化財保護審議会条例の一部改正)

第二条 青森県文化財保護審議会条例(昭和五十年十二月青森県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第一百五条第一項」を「第一百九十条第一項」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第九号

青森県特別会計条例の一部を改正する条例

青森県特別会計条例（昭和三十九年四月青森県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一項の表中「青森県地下駐車場事業特別会計」を「青森県駐車場事業特別会計」に、「地下駐車場事業の」を「駐車場事業の」に、「地下駐車場事業収入」を「駐車場事業収入」に、「地下駐車場事業費」を「駐車場事業費」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県部等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十号

青森県部等設置条例の一部を改正する条例

青森県部等設置条例（昭和三十七年三月青森県条例第三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県部設置条例

第一条の見出し中「部等」を「部」に改め、同条中「及び局（以下「部等」という。）」「及び「特別対策局」を削る。

第二条の見出し中「部等」を「部」に改め、同条中「部等の事務分掌」を「部の事務分掌」に改め、同条第一号(四)中「他の部等」を「他部」に改め、同号(四)を同号(五)とし、同号(三)の次に次のように加える。

(四) 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項

第二条第二号(五)を次のように改める。

(五) 広報及び広聴に関する事項

第二条第九号を削る。

附則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第十一号

青森県行政機関設置条例の一部を改正する条例

青森県行政機関設置条例（昭和三十六年一月青森県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第十五条」を「第十二条第一項」に改める。

第十条第一項中「農林畜水産業」の下に「家畜衛生」を加え、同条第二項の表中北地方農林水産事務所の項を削り、「西地方農林水産事務所」を「西北地方農林水産事務所」に、「つがる市、西津軽郡」を「五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡」に改め、同条第三項の表中北地方農林水産事務所の項を削り、西地方農林水産事務所の項を次のように改める。

西北地方農林水産事務所	五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡
-------------	----------------------

第十条第四項を削り、同条第五項中「第二項及び第三項」を「前二項」に、「西地方農林水産事務所」を「西北地方農林水産事務所」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「西地方農林水産事務所」を「西北地方農林水産事務所」に改め、「及び第四項」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第三項及び第五項」を「から第四項まで」に改め、同項の表西地方農林水産事務所の項を次のように改める。

西北地方農林水産事務所	五所川原市、つがる市、西津軽郡、中泊町
-------------	---------------------

第十条中第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

第十一条第一項の表中「西地方農林水産事務所つがる家畜保健衛生所」を「西北地方農林水産事務所つがる家畜保健衛生所」に改める。

附 則

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前において、次の表の上欄に掲げる行政機関の長が行った行政処分その他の行為又は当該長に対して行った申請その他の行為は、それぞれ同表の下欄に掲げる行政機関の長が行った行政処分その他の行為又は当該長に対して行った申請その他の行為とみなす。

北地方農林水産事務所 西地方農林水産事務所	西北地方農林水産事務所
西地方農林水産事務所つがる家畜保健衛生所	西北地方農林水産事務所つがる家畜保健衛生所

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第十二号

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

青森県附属機関に関する条例（昭和三十六年一月青森県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一青森県農村地域工業等導入促進対策審議会の項を削り、同表青森県景観形成審議会の項中「十五人」を「十一人」に改め、同表青森県地方薬事審議会の項中「第四条」を「第三条第一項」に改め、同表青森県農政審議会の項中「二十五人」を「二十人」に改め、同表青森県中小企業振興審議会及び青森県文化観光審議会の項を削り、同表青森県むつ小川原開発審議会の項中「三十人」を「二十八人」に改める。

別表第二青森県障害者施策推進協議会の項中

障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二十七条第二

障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二十四条第二項の規定により次に掲げる事務をつかさどる。

一 県障害者計画に関し、障害者基本法第九条第五項（同条第九

項の規定により次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議すること。
- 二 県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

を

項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

- 二 県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議すること。
- 三 県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

に改め、同表青森県准看護師試験委員の項中「二十人」を「十五人」に改め、同表青森保健所結核診査協議会弘前保健所結核診査協議会八戸保健所結

核診査協議会五所川原保健所結核診査協議会上十三保健所結核診査協議会むつ保健所結核診査協議会の項中

結核予防法の規定による。

結核予防法の規定による。

結核予防法の規定による。

結核予防法の規定による。

結核予防法の規定による。

を

委員長
委員

結核予防法の規定による。

五人以内

二年

委員の互選

に改め、同表青森県石油コンビナート等防災本部の項の

次に次のように加える。

青森県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十一号）	武力攻撃事態等における国民の	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する	五十三人以内	武力攻撃事態等における国民の	武力攻撃事態等における国民の
------------	--	----------------	----------------------------	--------	----------------	----------------

	<p>第三十七条第二項の規定により次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 知事の諮問に応じて県の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。</p> <p>二 前号の重要事項に関し、知事に意見を述べること。</p>	<p>保護のための措置に関する法律の規定による。</p>	<p>法律の規定による。</p>		<p>保護のための措置に関する法律の規定による。</p>	<p>保護のための措置に関する法律の規定による。</p>
--	---	------------------------------	------------------	--	------------------------------	------------------------------

別表第二「青森県国土利用計画審議会の項中「二十人」を「十五人」に改め、同表青森県都市計画審議会の項中「九人」を「八人」に、「二人以内」

を「二人」に、

四 県議会の議員 六人以内

を 四 県議会の議員 三人以内

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第一「青森県地方薬事審議会の項及び別表第二「青森保健所結核診査協議会弘前保健所結核診査協議会八戸保健所結核診査協議会五所川原保健所結核診査協議会上十三保健所結核診査協議会むつ保健所結核診査協議会」の項の改正規定は平成十七年四月一日から、同表青森県准看護師試験委員の項の改正規定は同年五月一日から施行する。

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例（平成十一年十二月青森県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六条」を「第二十七条」に改める。

第二十六条を第二十七条とし、第十九条から第二十五条までを一条ずつ繰り下げ、第十八条の次に次の一条を加える。

（公営住宅法等に基づく事務）

第十九条 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）並びに青森県営住宅条例（昭和三十六年十二月青森県条例第六十九号。以下「県営住宅条

例」という。）及び県営住宅条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務で、桜町団地及びその共同施設に係るものは、三沢市が処理することとする。

一 公営住宅法第二十七条第三項ただし書、第四項ただし書、第五項及び第六項の規定による承認に関すること。

二 公営住宅法第三十三条第一項の規定による公営住宅監理員の設置に関すること。

三 公営住宅法第三十四条の規定による収入状況の報告の請求等（同法第十六条第四項（同法第二十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免、同法第十八条第二項の規定による敷金の減免又は同法第十九条（同法第二十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による家賃、敷金若しくは金銭の徴収の猶予に係るものに限る。）に関すること。

四 県営住宅条例第五条の規定による入居の承認に関すること。

五 県営住宅条例第七条第一項の規定による入居補欠者の決定に関すること。

六 県営住宅条例第八条の規定による入居手続に係る指定等に関すること。

七 県営住宅条例第八条の二第二項の規定による入居期限延長の承認及び入居期限の指定、同条第三項の規定による入居の届出の受理並びに同条第四項の規定による入居の承認の取消しに關すること。

八 県営住宅条例第十条第一項の規定による申告の受理、同条第二項の規定による収入の認定並びに同条第三項の規定による意見の聴取及び収入の更正に關すること。

九 県営住宅条例第十条の二第一項の規定による収入超過者の認定、同条第二項の規定による高額所得者の認定並びに同条第三項において準用する県営住宅条例第十条第三項の規定による意見の聴取及び認定の取消しに關すること。

十 県営住宅条例第十一条第一項の規定による家賃の徴収並びに同条第三項の規定による明け渡した日の認定及び家賃の徴収に關すること。

十一 県営住宅条例第十三条の規定による家賃の減免及び徴収猶予に關すること。

十二 県営住宅条例第十四条第一項の規定による敷金の徴収、同条第二項の規定による敷金の還付（損害賠償金がある場合の敷金の還付を除く。）並びに同条第四項の規定による敷金の減免及び徴収猶予に關すること。

十三 県営住宅条例第十五条第二項の規定による選択に關すること。

十四 県営住宅条例第十六条第二項の規定による費用の負担に關すること。

十五 県営住宅条例第十七条の規定による検査に關すること。

十六 県営住宅条例第二十九条の規定による駐車場の利用の承認に關すること。

十七 県営住宅条例第三十条第一項の規定による使用料の徴収及び同条第二項の規定による使用料の減免に關すること。

十八 県営住宅条例第三十一条の規定による駐車場の利用の承認の取消しに關すること。

十九 前各号に掲げる事務のほか、県営住宅条例の施行に關する事務のうち、県営住宅条例の施行のための規則に基づく事務であつて、規則で定め

るものに関すること。

附 則

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。
- 2 改正後の青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例第十九条に規定する事務に関して、この条例の施行の日前において知事が行った処分その他の行為又はこの条例の施行の際現に知事に対してなされている申請その他の行為は、三沢市長がした処分その他の行為又は三沢市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

青森県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十四号

青森県職員定数条例の一部を改正する条例

青森県職員定数条例（昭和二十四年九月青森県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条第一項第六号中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十五号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十七年七月青森県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項中「第十八条第六号」を「第十八条第七号」に改め、同条第二項中「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」を削り、

「第十八条第六号」を「第十八条第七号」に改め、同条第三項中「のある」を「を介護する」に改め、「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同条を第八条の三とし、第八条の次に次の一条を加える。

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第八条の二 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条第二項において同じ。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務

（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。

以下同じ。）をさせるものとする。

2 前項の規定は、第十五条第一項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条第二項において同じ。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは、「第十五条第一項に規定する要介護者を介護する職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

3 前二項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十条第一項中「第十八条第七号」を「第十八条第八号」に改める。

第十八条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同条第六号中「第八条の二第一項」を「第八条の三第一項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 第八条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により早出遅出勤務をさせること。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第十号中「地方労働委員会委員」を「労働委員会委員」に改め、同条中第三十号を削り、第二十九号を第三十号とし、第二十三号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 国民保護協議会委員

第一条中第五十九号を削り、第六十号を第五十九号とし、第六十一号を第六十号とし、第六十二号を第六十一号とし、第六十三号を削り、第六十四号を第六十二号とし、第六十五号から第八十五号までを二号ずつ繰り上げる。

第五条中「第八十四号」を「第八十二号」に改める。

第十一条中「第一条第八十五号」を「第一条第八十三号」に改める。

別表第二中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改め、同表石油コンビナート等防災本部本部員の項の次に次のように加える。

国民保護協議会委員	同	九、八〇〇円
-----------	---	--------

別表第二農村地域工業等導入促進対策審議会委員の項、中小企業振興審議会委員の項及び文化観光審議会委員の項を削る。

第二条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第一条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第二条中「第五号」を「第四号」に、「外」を「ほか」に改める。

第五条中「第一条第五号から第八十二号」を「第一条第四号から第八十一号」に改める。

第十一条中「第一条第八十三号」を「第一条第八十二号」に改める。

別表第一人事委員会委員長の項を削る。

別表第二人事委員会委員の項を次のように改める。

人事委員会	
委員長	同 一九七、〇〇〇円
委員	同 一七八、〇〇〇円

(特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第三条 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第十号中「地方労働委員会委員」を「労働委員会委員」に改め、同条中第三十号を削り、第二十九号を第三十号とし、第二十三号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十二 国民保護協議会委員

第一条中第五十九号を削り、第六十号を第五十九号とし、第六十一号を第六十号とし、第六十二号を第六十一号とし、第六十三号を削り、第六十四号を第六十二号とし、第六十五号から第八十五号までを二号ずつ繰り上げる。

第三条第一項中「第八十四号」を「第八十二号」に改める。

第四条中「第一条第八十五号」を「第一条第八十三号」に改める。

別表第三中「地方労働委員会委員」を「労働委員会委員」に、「地方労働委員会あつ旋員」を「労働委員会あつ旋員」に、「石油コンビナート等

「石油コンビナート等防災本部本部員」を
「石油コンビナート等防災本部本部員」に改め、「農村地域工業等導入促進対策審議会委員」、「中小企業振興審議会委員」及び
「防災本部本部員」を
国民保護協議会委員」
び「文化観光審議会委員」を削る。

第四条 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第一条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第二条第一項中「第五号」を「第四号」に改め、「人事委員会委員長及び」を削り、同条第二項中「人事委員会委員長及び」を削る。

第三条第一項中「第一条第五号から第八十二号」を「第一条第四号から第八十一号」に改める。

第四条中「第一条第八十三号」を「第一条第八十二号」に改める。

別表第一、別表第二及び別表第四中「人事委員会委員長」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条及び第四条の規定は、平成十七年四月一日から施行する。

職員給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十七号

職員給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改める。

第十七条第一項第八号を次のように改める。

八 農林漁業普及指導手当

第十九条の九の見出しを「（農林漁業普及指導手当）」に改め、同条第一項中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改め、同項第一号中「第十四条の二第一項の専門技術員又は改良普及員」を「第八条第一項の普及指導員」に、「及び第三項の事務に従事し、又は地域農業改良普及センターに属して同条第五項の」を「各号に掲げる」に改め、同項第二号中「林業専門技術員又は林業改良指導員」を「林業普及指導員」に、「又は第三項の」を「各号に掲げる」に改め、同項第三号中「専門の」を「専門技術等に関する」に、「調査研究を行なう」を「調査を行う」に、「に係る次号の職員を指導する」を「を行う者又は水産業に従事する者に接して水産業に関する技術及び知識を普及指導する」に改め、同項第四号を削り、同条第二項を次のように改める。

2 農林漁業普及指導手当の月額は、前項の職員の受ける給料月額に、百分の八以内において人事委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

第十九条の九第三項中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

職員給与の特例に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青森県条例第十八号

職員の給与の特例に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与の特例に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与の特例に関する条例(平成十四年三月青森県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「月額」の下に「並びに職員の修学部分休業に関する条例(平成十七年三月青森県条例第一号)第三条第一項又は職員の高齢者部分休業に関する条例(平成十七年三月青森県条例第二号)第三条第一項の規定による勤務しない一時間につき減額する額の算出の基礎となる管理職手当、調整手当、産業教育手当、定時制通信教育手当及び農林漁業普及指導手当並びに人事委員会規則で定める手当のうち知事が定める手当の月額」を加え、同条第五号中「額」の下に「(職員の修学部分休業に関する条例第三条第一項又は職員の高齢者部分休業に関する条例第三条第一項の規定による勤務しない一時間につき減額する額の算出の基礎となる知事が定める特殊勤務手当の月額を除く。)」を加える。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部改正)

第二条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例(昭和四十六年十二月青森県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の二号を加える。

五 職員の修学部分休業に関する条例(平成十七年三月青森県条例第一号)

六 職員の高齢者部分休業に関する条例(平成十七年三月青森県条例第二号)

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十九号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十二号及び第十三号を削り、第十四号を第十二号とし、第十五号を第十三号とし、第十六号及び第十七号を削り、第十八号を第十四号とし、第十九号から第二十三号までを四号ずつ繰り上げ、第二十四号を第二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十一 火災等災害調査手当

第二条中第二十五号を削り、第二十六号を第二十二号とし、第二十七号を第二十三号とし、第二十八号を削り、第二十九号を第二十四号とし、第三十号から第三十四号までを五号ずつ繰り上げる。

第七条第二項を削る。

第九条中「、身体障害者更生相談所又は知的障害者更生相談所」を「又は障害者相談センター」に、「の各号に定める」を「に掲げる」に改める。

第十条の二中「の各号」を削り、同条第一号を削り、同条第二号中「法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号。以下この条において「法」という。）」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号中「又は精神保健指定医である職員」を削り、同号を同条第三号とする。

第十条の四中「職業訓練指導員が」を「職業訓練指導員で人事委員会の定めるものが」に改める。

第十六条の三中「本庁水産振興課」を削る。

第十七条から第十七条の五までを次のように改める。

第十七条から第十七条の五まで 削除

第十七条の六中「病院」を削る。

第十七条の七中「の各号」を削り、同条第一号中「で衛生検査技師の免許を有する者及び人事委員会が定めるこれに準ずる者」を削り、「当該職員
の給料月額に百分の八を乗じて得た額」を「一万七千三百円」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第一号とする。

第十七条の八中「前条第三号」を「前条第一号」に改める。

第十七条の十三から第十七条の十六までを次のように改める。

第十七条の十三から第十七条の十六まで 削除

第十七条の二十中「当該職員の給料月額に百分の十二」を「一万五千円」に改め、「割合を乗じて得た額とする」を削る。

第十七条の二十二中「一万八千円」を「一万六千二百円」に改める。

第十七条の四十一の前の見出しを「(火災等災害調査手当)」に改め、同条中「保安検査等業務手当」を「火災等災害調査手当」に、「保安検査又
は立入検査等」を「立入検査」に改める。

第十七条の四十二中「二百五十円」を「七百五十円」に改める。

第十七条の四十七及び第十七条の四十八を次のように改める。

第十七条の四十七及び第十七条の四十八 削除

第十七条の五十中「の各号」を削り、同条第一号中「当該職員の給料月額に百分の十を乗じて得た額」を「一万五千円」に改める。

第十九条第二項中「第四号」の下に「第六号」を加え、同条第三項の表中「二百五十円」を「七百五十円」に改める。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十号

青森県情報公開条例の一部を改正する条例

青森県情報公開条例（平成十一年十二月青森県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

第七条第七号イ中「又は試験」を「試験又は租税の賦課若しくは徴収」に改める。

第二十六条中「委員」の下に「又は委員であつた者」を加え、後段を削る。

第三十一条第二号中「第五十三条の二」を「第五十三条の二第一項」に改める。

第三十五条中「三十万円」を「五十万円」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十一号

青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例

第一条 青森県個人情報保護条例（平成十年十二月青森県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を「第十三条」に、「及び訂正等」を「訂正及び利用停止」に、「第十三条 第二十六条」を「第十四条 第三十七条」に、

「第三節 個人情報の取扱いに係る是正の申出及び苦情処理（第二十七条・第二十八条）

第四節 雑則（第二十九条 第三十一条）

」を「第三節 雑則（第三十八条 第四十条）」に、「第

三十二条 第三十八条」を「第四十一条 第四十七条」に、「第三十九条 第四十八条」を「第四十八条 第五十七条」に、「第五章 雑則（第四

十九条・第五十条）」を「第五章 雑則（第五十八条 第六十条）

第六章 罰則（第六十一条 第六十六条）」に改める。

第一条中「及び訂正等」を「訂正及び利用停止」に改める。

第二条第一号中「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」を「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に改め、同

条第二号中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改め、同条第三号中「及び地方公共団体」を「、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）」、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」に改め、同条第四号及び第五号を次のように改める。

四 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

五 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（青森県情報公開条例（平成十一年十二月青森県条例第五十五号）第二条第二号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

第二条に次の一号を加える。

六 個人情報電算ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

第五十条を第六十条とし、第四十九条を第五十九条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

（適用除外）

第五十八条 次に掲げる個人情報については、この条例の規定は、適用しない。

一 統計法（昭和二十二年法律第十八号）第二条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報及び同法第十四条に規定する届出統計調査によって集められた個人情報

二 統計報告調整法（昭和二十七年法律第百四十八号）第十二条の三に規定する統計報告の徴集によって得られた個人情報

三 青森県統計調査条例（昭和二十五年三月青森県条例第十号）第一条第一項に規定する統計調査によって集められた個人情報

第四章中第四十八条を第五十七条とする。

第四十七条中「委員」の下に「又は委員であつた者」を加え、後段を削り、同条を第五十六条とする。

第四十六条の見出し中「送付」を「送付等」に改め、同条中「送付する」の下に「とともに、答申の内容を公表する」を加え、同条を第五十五条とし、第四十五条を第五十四条とする。

第四十四条中「第四十一条第三項」を「第五十条第三項」に、「第四十二条第三項」を「第五十一条第三項」に改め、同条を第五十三条とする。

第四十三条中「第四十一条第一項」を「第五十条第一項」に、「行政文書」を「保有個人情報」に改め、同条を第五十二条とし、第四十二条を第五十一条とする。

第四十一条第一項中「又は訂正等の決定」を「訂正決定等又は利用停止決定等」に、「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第三項中「又は訂正等の決定」を「訂正決定等又は利用停止決定等」に、「個人情報」を「保有個人情報に含まれている情報」に改め、同条を第五十条とし、第四十条を第四十九条とする。

第三十九条第一項中「第二十五条第一項、第二十七条第四項、第三十二条第二項」を「第三十六条第一項、第四十一条第二項」に、「第三十四条第二項及び第三十七条第三項」を「第四十三条第二項及び第四十六条第三項」に改め、同条を第四十八条とする。

第三十八条（見出しを含む。）中「他の」を「県以外の」に改め、第三章中同条を第四十七条とする。

第三十七条第一項第一号中「第三十四条第一項」を「第四十三条第一項」に改め、同条を第四十六条とし、第三十四条から第三十六条までを九条ずつ繰り下げる。

第三十三条中「及びき損」を「又はき損」に改め、同条を第四十二条とし、第三十二条を第四十一条とする。

第二章を次のように改める。

第二章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第一節 個人情報の取扱い

(個人情報取扱事務の登録等)

第六条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備え、一般の閲覧に供しなければならない。

- 一 個人情報取扱事務の名称及び次条第二項に規定する利用目的
 - 二 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
 - 三 個人情報の対象者の範囲
 - 四 個人情報の項目
 - 五 個人情報の取得先及び提供先
 - 六 個人情報電算ファイルが利用に供されるときは、その名称
 - 七 その他実施機関が定める事項
- 2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならぬ。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 実施機関は、個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに当該個人情報取扱事務の登録を抹消しなければならない。
- 4 前三項の規定は、県の職員又は職員であつた者に係る個人情報取扱事務であつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれ

らに準ずる事項を取り扱うものについては、適用しない。

(保有の制限等)

第七条 実施機関は、個人情報保有するに当たっては、その権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。
(取得の制限)

第八条 実施機関は、個人情報を取得するときは、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を取得してはならない。ただし、法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定に基づき取得する場合又は利用目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、個人情報取得するときは、本人から取得しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 法令等の規定に基づき取得するとき。

二 本人の同意を得て取得するとき。

三 出版、報道その他の方法により公にされたものから取得するとき。

四 他の実施機関から提供を受けて取得するとき。

五 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急かつやむを得ないと認められるとき。

六 国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体若しくは地方独立行政法人又は実施機関以外の県の機関から取得することが事務の執行上やむを得ないと認められるとき。

七 前各号に掲げる場合のほか、本人から取得したのでは当該個人情報の利用目的の達成に支障が生ずるおそれがあると認められるとき、その他本人以外のものから取得することに相当の理由があると認められるとき。

4 実施機関は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録（以下「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三 利用目的を本人に明示することにより、県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（利用及び提供の制限）

第九条 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者

の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 実施機関がその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の実施機関、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体若しくは地方独立行政法人又は実施機関以外の県の機関に保有個人情報を提供する場において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令等の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の組織に限るものとする。

4 実施機関は、実施機関以外のものに保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えい、滅失若しくはき損の防止その他の個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(情報機器の結合による提供の制限)

第十条 実施機関は、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な取扱いのために必要な措置が講じられていると認められる場合を除き、通信回線を用いて電子計算機その他の情報機器を結合する方法により、実施機関以外

のものに保有個人情報を提供してはならない。

(安全性及び正確性の確保等)

第十一条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

3 実施機関は、利用目的を達成したこと等により保有個人情報を保有する必要がなくなったときは、これを確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(職員等の義務)

第十二条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委託に伴う措置等)

第十三条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託する場合において、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事務に係る個人情報について、その取得の方法若しくは利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えい、滅失若しくはき損の防止その他の個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたものは、当該個人情報取扱事務に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報取扱いの適切な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関から委託を受けた個人情報取扱事務に従事している者又は従事していた者は、当該個人情報取扱事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第二節 個人情報の開示、訂正及び利用停止

(開示請求権)

第十四条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手續)

第十五条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出して行わなければならない。

一 開示請求をする者の氏名及び住所

二 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

三 前二号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類等で実施機関が定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示請求に対する決定、通知等)

第十六条 実施機関は、開示請求があつた場合において、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示

請求者に対し、その旨及び開示する保有個人情報の利用目的を書面により通知しなければならない。ただし、第八条第四項第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 前項の場合において、開示請求があった際、直ちに、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定をし、かつ、当該決定に基づき開示するときは、開示請求者に対する通知は、口頭ですることができる。

3 実施機関は、開示請求があった場合において、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（第二十三条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、第一項の規定により開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定をした場合又は前項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をした場合において、当該保有個人情報の全部又は一部を開示することができる期日が明らかであるときは、当該期日及び開示することができる範囲をこれらの規定による通知（以下「開示等の決定通知」という。）に係る書面に記載しなければならない。

5 開示等の決定通知は、開示請求があった日から十五日以内にしなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を開示請求があった日から四十五日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、開示等の決定通知の期限及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

7 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から四十五日以内にそのすべてについて開示等の決定通知をするこ
とにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前二項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの
相当の部分につき当該期間内に開示等の決定通知をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示等の決定通知をすれば足りる。この

場合において、実施機関は、第五項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この項の規定を適用する旨及びその理由

二 残りの保有個人情報に係る開示等の決定通知をする期限

8 開示請求者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める保有個人情報を開示しない旨の決定があつたものとみなすことができる。

一 第五項に規定する期間内に開示等の決定通知がない場合（当該期間内に第六項後段又は前項後段の規定による通知があつた場合を除く。）

開示請求に係る保有個人情報

二 第五項に規定する期間内に第六項後段の規定による通知があつた場合において、同項の規定により延長された開示等の決定通知の期限までに

開示等の決定通知がないとき 開示請求に係る保有個人情報

三 第五項に規定する期間内に前項後段の規定による通知があつた場合

イ 前項前段に規定する開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき開示等の決定通知をすべき期間内に当該開示等の決定通知がな

いときにあつては、開示請求に係る保有個人情報

ロ 前項第二号に規定する期限までに同号に規定する残りの保有個人情報に係る開示等の決定通知がないときにあつては、当該残りの保有個人

情報

（事案の移送）

第十七条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他の実施機関において前条第一項又は

第三項の決定（以下「開示決定等」という。）をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対

し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなけ

ればならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が前条第一項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第十八条 開示請求に係る保有個人情報に県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者（第十四条第二項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。第二十一条第一項第三号から第五号まで及び同条第三項において同じ。）以外の者（以下この条及び第三十六条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第二十一条第一項第四号口、同項第五号ただし書又は同項第九号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第二十二条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第三十六条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第十九条 保有個人情報の開示は、次の各号に掲げる保有個人情報の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行う。ただし、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書を直接閲覧又は視聴に供することにより当該行政文書が汚損され、又は破損されるおそれがあるとき、開示請求に係る保有個人情報の一部を開示するとき、その他相当の理由があるときは、当該行政文書に代えて、当該行政文書を複写した物を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することにより、行うことができる。

- 一 文書、図画又は写真に記録されている保有個人情報 当該保有個人情報が記録されている文書、図画又は写真の閲覧又は写しの交付
- 二 フィルムに記録されている保有個人情報 当該保有個人情報が記録されているフィルムの視聴又は写しの交付
- 三 電磁的記録に記録されている保有個人情報 当該保有個人情報が記録されている電磁的記録の種類、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法

2 保有個人情報の開示は、文書、図画、写真又はフィルムに記録されている保有個人情報については、当該文書、図画、写真若しくはフィルムの写し又はこれらを複写した物の写しを送付する場合を除き、実施機関が開示等の決定通知の際に指定する日時及び場所において行う。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から三十日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。

4 第十五条第二項の規定は、開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

(口頭による開示請求等)

第二十条 保有個人情報のうち、開示請求があつた場合において直ちに開示することができる保有個人情報として実施機関が定める保有個人情報については、第十五条第一項の規定にかかわらず、口頭により開示請求を行うことができる。

2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示請求があつたときは、第十六条から前条までの規定にかかわらず、当該実施機関が別に定める方法により、直ちに当該開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならない。

3 第十五条第二項の規定は、前項の規定により保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

(開示義務)

第二十一条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 法令又は他の条例の規定により開示することができない情報

二 実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示により開示することができない情報

三 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

四 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その

他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開

示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名（警察職員（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第三十四条第一項又は第五十五条第一項に規定する職員をいう。）の氏名を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分

五 法人その他の団体（県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、事業活動によつて生じ、又は生ずるおそれのある危害から、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

六 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある事実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

七 県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

八 県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 県、国若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

九 個人又は法人等が、実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供した情報であつて、当該個人又は法人等における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。

ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

3 開示請求に係る保有個人情報に第一項第四号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことに

より、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第二十二条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（前条第一項第一号又は第二号に該当する情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第二十三条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(費用負担)

第二十四条 開示請求をして文書、図画、写真若しくはフィルム又はこれらを複写した物の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用の額として実施機関が定める額を負担しなければならない。

2 開示請求をして電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示を受ける者は、開示の方法ごとに当該開示の実施に要する費用の額として実施機関が定める額を負担しなければならない。

(法令又は他の条例による開示の実施との調整)

第二十五条 実施機関は、法令又は他の条例（青森県情報公開条例を除く。）の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が第十

九条第一項各号及び第二十条第二項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、第十九条第一項本文及び第二十条第二項の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による

開示を行わない。ただし、当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令又は他の条例の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第十九条第一項第一号の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(訂正請求権)

第二十六条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（第十九条第一項若しくは第二十条第二項又は前条第一項の法令又は他の条例の規定により開示を受けたものに限る。第三十二条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報に関する法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

2 第十四条第二項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。

(訂正請求の手續)

第二十七条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出して行わなければならない。

一 訂正請求をする者の氏名及び住所

二 訂正請求に係る保有個人情報特定するに足りる事項

三 訂正請求の趣旨及び理由

四 前三号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第十五条第二項の規定は訂正請求をしようとする者に、同条第三項の規定は訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）について準用する。

(訂正義務)

第二十八条 実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する決定、通知等)

第二十九条 実施機関は、訂正請求があつた場合において、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求があつた場合において、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 前二項の規定による通知(以下「訂正等の決定通知」という。)は、訂正請求があつた日から三十日以内になければならない。

4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を訂正請求があつた日から六十日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、訂正等の決定通知の期限及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

5 訂正請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、訂正請求があつた日から六十日以内にそのすべてについて訂正等の決定通知をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前二項の規定にかかわらず、実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に訂正等の決定通知をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に訂正等の決定通知をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第三項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この項の規定を適用する旨及びその理由

二 残りの保有個人情報に係る訂正等の決定通知をする期限

6 実施機関は、前項に該当する場合を除き、訂正等の決定通知に特に長期間を要すると認めるときは、第三項及び第四項の規定にかかわらず、当の期間内に訂正等の決定通知をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第三項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この項の規定を適用する旨及びその理由

二 訂正等の決定通知をする期限

7 訂正請求者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める保有個人情報の訂正をしない旨の決定があつたものとみなすことができる。

一 第三項に規定する期間内に訂正等の決定通知がない場合（当該期間内に第四項後段、第五項後段又は前項後段の規定による通知があつた場合を除く。） 訂正請求に係る保有個人情報

二 第三項に規定する期間内に第四項後段の規定による通知があつた場合において、同項の規定により延長された訂正等の決定通知の期限までに訂正等の決定通知がないとき 訂正請求に係る保有個人情報

三 第三項に規定する期間内に第五項後段の規定による通知があつた場合

イ 第五項前段に規定する訂正請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき訂正等の決定通知をすべき期間内に当該訂正等の決定通知がないときにあつては、訂正請求に係る保有個人情報

ロ 第五項第二号に規定する期限までに同号に規定する残りの保有個人情報に係る訂正等の決定通知がないときにあつては、当該残りの保有個人情報

四 第三項に規定する期間内に前項後段の規定による通知があつた場合において、同項の規定により延長された訂正等の決定通知の期限までに訂正等の決定通知がないとき 訂正請求に係る保有個人情報

(事案の移送)

第三十条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報が第十七条第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他の実施機関において前条第一項又は第二項の決定（以下「訂正決定等」という。）をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が前条第一項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

(訂正の実施の通知)

第三十一条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をしたときは、訂正請求者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止請求権)

第三十二条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供

の停止（以下「利用停止」という。）に関して法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

一 第七条第二項の規定に違反して保有されているとき、第八条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

二 第九条第一項及び第二項又は第十条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 第十四条第二項の規定は、前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

（利用停止請求の手続）

第三十三条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出して行わなければならない。

一 利用停止請求をする者の氏名及び住所

二 利用停止請求に係る保有個人情報特定するに足りる事項

三 利用停止請求の趣旨及び理由

四 前三号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第十五条第二項の規定は利用停止請求をしようとする者に、同条第三項の規定は利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）について準用する。

（利用停止義務）

第三十四条 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報

報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する決定、通知等)

第三十五条 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 前二項の規定による通知(以下「利用停止等の決定通知」という。)は、利用停止請求があつた日から三十日以内しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を利用停止請求があつた日から六十日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、利用停止等の決定通知の期限及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

5 利用停止請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、利用停止請求があつた日から六十日以内にそのすべてについて利用停止等の決定通知をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前二項の規定にかかわらず、実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に利用停止等の決定通知をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に利用停止等の決定通知をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第三項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この項の規定を適用する旨及びその理由

- 二 残りの保有個人情報に係る利用停止等の決定通知をする期限
- 6 実施機関は、前項に該当する場合を除き、利用停止等の決定通知に特に長期間を要すると認めるときは、第三項及び第四項の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止等の決定通知をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第三項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
 - 一 この項の規定を適用する旨及びその理由
 - 二 利用停止等の決定通知をする期限
- 7 利用停止請求者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める保有個人情報の利用停止をしない旨の決定があったものとみなすことができる。
 - 一 第三項に規定する期間内に利用停止等の決定通知がない場合（当該期間内に第四項後段、第五項後段又は前項後段の規定による通知があった場合を除く。）
 - （利用停止請求に係る保有個人情報
 - 二 第三項に規定する期間内に第四項後段の規定による通知があった場合において、同項の規定により延長された利用停止等の決定通知の期限までに利用停止等の決定通知がないとき
 - （利用停止請求に係る保有個人情報
 - 三 第三項に規定する期間内に第五項後段の規定による通知があった場合
 - イ 第五項前段に規定する利用停止請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき利用停止等の決定通知をすべき期間内に当該利用停止等の決定通知がないときにあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の決定通知がないときにあつては、
 - （利用停止請求に係る保有個人情報
- ロ 第五項第二号に規定する期限までに同号に規定する残りの保有個人情報に係る利用停止等の決定通知がないときにあつては、当該残りの保

有個人情報

四 第三項に規定する期間内に前項後段の規定による通知があつた場合において、同項の規定により延長された利用停止等の決定通知の期限までに利用停止等の決定通知がないとき 利用停止請求に係る保有個人情報

(不服申立てがあつた場合の手続)

第三十六条 実施機関は、開示決定等、訂正決定等又は前条第一項若しくは第二項の決定(以下「利用停止決定等」という。)について、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)の規定に基づく不服申立てがあつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、青森県個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

一 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

二 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第四項第二号において同じ。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

三 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等(訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。

四 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等(利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

2 前項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 不服申立人及び参加人

二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

三 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

3 諮問実施機関は、諮問に対する答申を尊重して当該不服申立てについての裁決又は決定を行わなければならない。

4 第十八条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

一 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

二 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（適用除外）

第三十七条 次に掲げる保有個人情報については、この節の規定は、適用しない。

一 刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）

二 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）第五十三条の二第二項に規定する訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報

三 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十条第一項に規定する免許漁業原簿に記録されている保有個人情報

第三節 雑則

（苦情処理）

第三十八条 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(県が出資する法人の講ずる措置)

第三十九条 県が出資する法人のうち実施機関が定める法人は、この章の規定に基づく実施機関の措置に留意しつつ、個人情報の適切な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(施行事項)

第四十条 この章の規定の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第五章の次に次の一章を加える。

第六章 罰則

第六十一条 実施機関の職員若しくは職員であつた者又は実施機関から委託を受けた個人情報取扱事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報電算ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十二条 前条に規定する者が、その職務上又は委託を受けた個人情報取扱事務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十三条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十四条 第五十六条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十五条 第六十一条から第六十三条までの規定は、県の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第六十六条 偽りその他不正の手段により、第十九条第一項又は第二十条第二項の規定による保有個人情報の開示を受けた者は、五十万円以下の過料

に処する。

第二条 青森県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「監査委員」の下に、「公安委員会」を加え、「及び内水面漁場管理委員会」を、「内水面漁場管理委員会及び警察本部長」に改める。

第六条第四項を次のように改める。

4 前三項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

一 県の職員又は職員であつた者に係る個人情報取扱事務であつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を取り扱うもの

二 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に関する個人情報取扱事務

第六条に次の一項を加える。

5 第一項及び第二項の規定にかかわらず、公安委員会及び警察本部長は、第一項第四号、第五号若しくは第七号に掲げる事項の一部若しくは全部を個人情報取扱事務登録簿に記載し、又は個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録することにより、次条第二項に規定する利用目的に係る個人情報取扱事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その事項の一部若しくは全部を個人情報取扱事務登録簿に記載せず、又はその個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しないことができる。

第八条第二項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定に基づき取得するとき。

二 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として取得するとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、利用目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと認められるとき。

第八条第三項第六号中「若しくは地方独立行政法人又は実施機関以外の県の機関」を「又は地方独立行政法人」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として取得するとき。

第九条第二項第三号中「若しくは地方独立行政法人又は実施機関以外の県の機関」を「又は地方独立行政法人」に改める。

第十三条第一項中「場合」の下に「又は指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる場合」を加え、同条第二項中「もの」の下に「又は実施機関が個人情報取扱事務を行わせている指定管理者」を加え、同条第三項中「受けた個人情報取扱事務」の下に「又は実施機関が指定管理者に行わせている個人情報取扱事務」を加える。

第六十一条中「個人情報取扱事務」の下に「若しくは実施機関が指定管理者に行わせている個人情報取扱事務」を加える。

第六十二条中「個人情報取扱事務」の下に「若しくは指定管理者に行わせている個人情報取扱事務」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第二条及び次項の規定は、平成十八年四月一日までの間において規則で定める日から施行する。

（公安委員会及び警察本部長の保有個人情報に係る適用区分）

2 第二条の規定による改正後の青森県個人情報保護条例（以下「改正後の条例」という。）（第二条第五号に規定する保有個人情報（以下「保有個人

情報」という。)のうち、公安委員会又は警察本部長の職員が作成し、又は取得したものに係る改正後の条例第二章第二節の規定は、平成十三年四月一日以後に公安委員会又は警察本部長の職員が作成し、又は取得した保有個人情報について適用し、同日前に公安委員会又は警察本部長の職員が作成し、又は取得した保有個人情報については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現になされている第一条の規定による改正前の青森県個人情報保護条例(以下「改正前の条例」という。)第十三条第一項の規定による開示の請求、改正前の条例第二十二条第一項の規定による訂正等の請求及びこれらの請求に対する処分に係る不服申立て並びに改正前の条例第二十七条第一項の規定による是正の申出の処理については、なお従前の例による。

(青森県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

4 青森県住民基本台帳法施行条例(平成十四年七月青森県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第三十九条第一項」を「第四十八条第一項」に改める。

青森県公舎条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第二十二号

青森県公舎条例の一部を改正する条例

青森県公舎条例(昭和三十六年十月青森県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「次の表の上欄に掲げる」を「一平方メートル当たりの基準入居料の額（一）に、「に」に、それぞれ同表の下欄に掲げる一平方メートル当たりの基準入居料の額（二）を「及び公舎の所在地の区分に応じた次の表に掲げる額をいい、「に」に改め、同項の表を次のように改める。

延 べ 面 積	公 舎 の 所 在 地	
	職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号）第九条の二第二項第一号及び第二号に規定する甲地及び乙地の地域（以下「甲地及び乙地」という。）	甲地及び乙地以外の地域（以下「その他の地域」という。）
五十五平方メートル未満	三百四十六円	三百三十円
五十五平方メートル以上 七十平方メートル未満	四百三十円	四百十四円
七十平方メートル以上八 十平方メートル未満	五百二十三円	五百八円
八十平方メートル以上百 平方メートル未満	六百二十一円	六百五円
百平方メートル以上	七百八十五円	七百六十九円

第五条第三項中「立地条件、」及び「、その延べ面積が著しく大きいとき」を削り、「延べ面積に」を「当該公舎の延べ面積に」に改める。

第六条第三項中「百十円」を「甲地及び乙地に所在する自動車の保管場所にあつては二百十円、その他の地域に所在する自動車の保管場所にあつては百九十三円」に改め、「、その立地条件、施設の差異その他」を削る。